

**自動車整備分野「特定技能外国人」  
受入れのためのガイドブック**

令和7年（2025年）5月

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課



## はじめに

自動車整備業における外国人材の受入れは、自動車整備専門学校での留学生の受入れから開始しました。その後、平成 28 年（2016 年）4 月には外国人技能実習制度の対象職種に自動車整備職種が追加され、平成 31 年（2019 年）4 月には特定技能制度の対象分野に自動車整備分野が指定されました。

自動車整備事業者は、当初、在留期間が5年と制限されている「特定技能1号」の資格を持つ外国人しか雇用できませんでした。もっとも、令和 5 年（2023 年）6 月、在留期間に制限のない「特定技能2号」の対象分野に自動車整備分野が追加され、長期間にわたって特定技能外国人を雇用できるようになりました。

そこで、今般、自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関するガイドブックを作成しました。本ガイドブックにおいては、受入れに関する関係所管省庁での手続、外国人が「特定技能」の資格を取得するのに必要な評価試験の受験方法、特定技能外国人が担うことのできる業務内容などを取りまとめました。

令和 7 年（2025 年）5 月

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課

# 目次

<b>I</b>	<b>自動車整備業における人手不足と外国人材の受入れ</b>	<b>1</b>
1	「技能実習」と「特定技能」の違い	1
	(1) 在留資格「技能実習」とは	1
	(2) 在留資格「特定技能」とは	1
2	自動車整備業の特定技能外国人が従事する主たる業務	3
	(1) 日常点検整備とは	3
	(2) 定期点検整備とは	3
	(3) 特定整備とは	4
	(4) 特定整備に付随する業務とは	4
<b>II</b>	<b>特定技能外国人の雇用について</b>	<b>6</b>
1	技能実習から特定技能1号へ移行する場合	6
2	日本に在留している外国人を1号特定技能外国人として受け入れる場合	7
	(1) 特定技能雇用契約を締結するまで	7
	(2) 在留資格変更許可申請から就労開始まで	8
3	海外に居住している外国人を1号特定技能外国人として受け入れる場合	8
	(1) 雇用契約を締結するまで	8
	(2) 査証(ビザ)が発給されるまで	9
	(3) 来日後、就労開始まで	9
<b>III</b>	<b>自動車整備分野の特定技能外国人の受入れにあたって</b>	<b>11</b>
1	受入れ機関が遵守すべき事項	11
2	特定技能外国人が業務に従事する際の注意点	15
	(1) 特定技能外国人が従事する主たる業務	15
	(2) それ以外にも「関連業務」なら従事できる?	15
<b>IV</b>	<b>自動車整備分野特定技能評価試験と受験方法</b>	<b>16</b>
1	自動車整備分野特定技能評価試験とは	16
	(1) 自動車整備分野特定技能1号評価試験	16
	(2) 自動車整備分野特定技能2号評価試験	17
2	受験の申込み・受験資格について	19
	(1) 受験の申込みでアクセスするウェブサイト	19
	(2) 受験資格	19
3	受験料・交付手数料について	21
	(1) 受験料	21
	(2) 交付手数料	21

<b>V</b>	<b>協議会への入会、特定技能外国人の雇用等に必要の手続</b>	<b>22</b>
1	自動車整備分野特定技能協議会への入会等の手続	22
	(1) 入会届出書及び遵守事項の記入	22
	(2) 入会届出書及び遵守事項の提出	22
	(3) 構成員資格証明書の交付を受ける（これにより入会手続は完了）	22
	(4) 構成員情報が変わる場合は変更届出書の提出が必要	23
	(5) 特定技能協議会を退会する場合は退会届出書の提出が必要	23
2	特定技能外国人の雇用に際して必要な書類	28
3	新たに在留資格「特定技能」を取得した場合に必要な書類	32
4	日本に在留中の外国人が在留資格を変更する場合に必要な書類	33
5	受入れ機関は「定期届出」「随時届出」が必要	34
	(1) 定期届出	34
	(2) 随時届出	34
<b>VI</b>	<b>参考情報</b>	<b>35</b>
1	事業者のみなさまが活用できる助成金	35
	○ 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）	35
2	特定技能外国人に関するお役立ちリンク集	36
	(1) 制度全般について	36
	(2) 自動車整備分野特定技能協議会について	37
	(3) 技能試験について	37
	(4) 外国人の金融サービス利用について	37
	(5) 外国人の雇用管理について	37
3	よくある質問（Q&A集）	38
4	地方運輸局の一覧	40

## 1 「技能実習」と「特定技能」の違い

自動車整備業は深刻な人手不足に直面しています。令和 5 年（2023 年）6 月現在、業界全体で従業員は約 55 万人いる一方、整備要員（自動車整備作業に従事する者）は約 40 万人にとどまり、少子化などの影響で自動車整備学校の入学者数は減少の一途を辿っています。その結果、整備要員の平均年齢は上昇傾向にあります。

こうした状況を受け、国内人材の確保や生産性向上に加え、外国人技能実習制度や特定技能制度による外国人の受入れを行ってきました。

在留資格「技能実習」と在留資格「特定技能」では目的や適用範囲が異なります。そこで、以下において、それぞれの在留資格について整理します。

### （1）在留資格「技能実習」とは

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技術や知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度です。自動車整備業では、平成 28 年（2016 年）より、外国人技能実習制度に基づく外国人材の受入れが行われています。

この制度は、技能実習生が日本で学んだ技術や知識を母国へ持ち帰り、産業発展に寄与することを目的として設計されており、技能実習は労働力の需給の調整の手段として行ってはならないものとされています（技能実習法第 3 条第 2 項）。

技能実習には 1 号・2 号・3 号の三段階があり、最長 5 年間の在留が可能です。1 号（1 年目）では技能等の修得、2 号（2～3 年目）では技能等の習熟、3 号（4～5 年目）では技能等の熟達をそれぞれ目指します。1 号から 2 号へ、2 号から 3 号へそれぞれ移行するためには、所定の試験に合格する必要があります。

### （2）在留資格「特定技能」とは

特定技能制度は、生産性向上や国内人材の確保が困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくために構築された制度です。自動車整備分野では、平成 31 年（2019 年）4 月から「1 号特定技能外国人」の受入れが可能となり、令和 5 年（2023 年）5 月から「2 号特定技能外国人」の受入れが可能となりました。

#### ① 特定技能 1 号

在留期間は最長 5 年で、法務大臣が個々に指定する 1 年以内の期間ごとに在留資格を更新することができますが、家族の帯同は認められておらず、特定技能 1 号での在

留期間を永住権の申請要件※に含めることはできません。また、特定技能外国人と雇用契約を締結する特定技能所属機関（以下「受入れ機関」といいます。）又は受入れ機関から委託を受け特定技能外国人の支援を行う登録支援機関による支援の実施が求められています。

特定技能1号の在留資格を取得するためには、自動車整備分野特定技能1号評価試験（又は三級自動車整備士の技能検定）と日本語能力試験（JLPTのN4以上又は国際交流基金日本語基礎テスト）の両方に合格する必要があります。また、外国人技能実習制度の2号又は3号を修了した技能実習生は一定の要件を満たすことにより「特定技能1号」に移行できますが、技能実習中の実習計画を中断して在留資格を変更することは認められていません。

※永住権の申請要件（永住許可申請要件）の一つとして、10年以上日本に在留しており、この期間のうち就労資格又は居住資格を持って引き続き5年以上在留していることと規定されていますが、技能実習及び特定技能1号の在留資格で在留していた期間をこれに含めることはできません。

## ② 特定技能2号

在留期間に制限はなく、3年、1年又は6か月ごとの更新が必要ではあるものの、一定の要件を満たすことで家族の帯同も可能となり、将来的に永住権を取得できる可能性もあります（特定技能2号での在留期間を永住権の申請要件に含めることができます。）。また、特定技能1号とは異なり、受入れ機関や登録支援機関による支援の実施は求められていません。

特定技能2号の在留資格を取得するためには、認証工場において3年以上の実務経験を積んだ上で、自動車整備分野特定技能2号評価試験に合格する必要があります（なお、特定技能1号とは異なり、別途日本語能力試験に合格する必要はありません）。また、二級自動車整備士の技能検定に合格した者（国家二級自動車整備士資格を取得した者）も、特定技能2号の在留資格を取得することができます。

	特定技能1号のポイント	特定技能2号のポイント
在留期間	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	3年、1年又は6月
技能水準	試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	対象	対象外

出典：公益財団法人国際人材協力機構ウェブサイト「在留資格 特定技能とは」  
<https://www.jitco.or.jp/ja/skill/>



## 2 自動車整備業の特定技能外国人が従事する主たる業務

特定技能外国人は主として、日常点検整備、定期点検整備、特定整備又は特定整備に付随する業務に従事しなければなりません。

また、2号特定技能外国人は、これらの業務に従事するとともに、他の要員への指導を行う業務に従事することも求められています（そもそも自動車整備分野特定技能2号評価試験等において、他の要員に対する指導を適切に行うことができる技能水準に達しているかどうかを確認することとしています）。

### (1) 日常点検整備とは

- ・ブレーキ液やエンジンオイル、冷却水の量の確認
- ・タイヤの損傷状態の確認
- ・エンジンの状態や異音、ブレーキの状態の確認
- ・これらの確認（点検）の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくすため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備

などの頻繁に点検が必要な項目について、容易に実施し得る方法により実施する点検整備をいいます

（道路運送車両法第47条の2、自動車点検基準第1条）。

### (2) 定期点検整備とは

- ・ステアリング装置：ロッド及びアームの緩み、がた及び損傷の点検など
- ・ブレーキ装置：ブレーキディスクの磨耗及び損傷の点検など
- ・走行装置：ホイールナット及びホイールボルトの緩みの点検など
- ・動力伝達装置：プロペラ・シャフトの連結部の緩みの点検など
- ・電気装置：点火プラグの状態の点検など
- ・エンジン：冷却装置の水漏れの点検など
- ・サスペンション：取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷の点検など
- ・ばい煙・悪臭のあるガス・有毒ガスなどの発散防止装置：一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態の点検など
- ・これらの点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくすため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備

などの一般的な構造・装置の自動車に関し標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検整備をいいます（道路運送車両法第48条、自動車点検基準第2条）。

### (3) 特定整備とは

- ・原動機
- ・動力伝達装置（クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフトなど）
- ・走行装置（フロント・アクスル、リア・アクスル・シャフトなど）
- ・かじ取り装置（ギヤ・ボックス、リンク装置の連結部など）
- ・制動装置（マスタ・シリンダ、ブレーキ・チャンバなど）
- ・緩衝装置（シャシばね）
- ・連結装置
- ・運行補助装置
- ・自動運行装置

のいずれか（重要保安部品）を取り外して行う自動車の整備又は改造をいいます（道路運送車両法第 49 条第 2 項、道路運送車両法施行規則第 3 条）。

### (4) 特定整備に付随する業務とは

- ・電子制御装置の整備
- ・板金塗装

などの業務をいいます。

#### 日常点検整備の例

第 2 章 日常点検を実施しよう！

#### 日常点検のチェック箇所

STEP1 のエンジンルームの点検は、エンジンが熱をもっている恐れがあるので、走行前もしくは走行後しばらく経ってから行うようにしましょう。



#### STEP 1 : エンジンルームをのぞいてここを点検

#### 1 ウインド・ウォッシュ液の量

ウインド・ウォッシュ液の量が十分あるかを点検します。不足時は専用液を補充しましょう。

ウインド・ウォッシュ液は冬季の凍結を防止するため専用液を使用する必要がありますので、行きつけの整備工場に相談しましょう。

**トラブル例** ● いざというときにフロントガラスの汚れを落とせずに、前が見えなくなる  
※ウォッシュ液が、ガラスの状態でウォッシュ・スイッチを入れると、モーターが故障することがあります。

#### 3 バッテリー液の量

バッテリーの液量が規定の範囲 (UPPERと LOWERの間) にあるかを即時を逃らすなどして点検します。

バッテリーは寿命があるので、定期点検の機会等を利用して早めに交換しましょう。

バッテリー液は腐食性が強いので、体、衣服、車体などに付着しないよう注意しましょう。

**トラブル例** ● バッテリーあがり (エンジン発動不能) ● バッテリーの破損  
※メンテナンスフリーバッテリー (液の補充及び点検ができないタイプ) も、同様に寿命があります。

#### 2 ブレーキ液の量

ブレーキリザーバタンク内の液量が規定の範囲 (MAXとMINの間) にあるかを点検します。

定期的な交換の必要がありますので、定期点検等の際に整備工場へ交換しましょう。  
→交換の必要性はP17参照

**トラブル例** ● ブレーキ液の量が減ると、最悪の場合ブレーキが効かなくなり、追突事故の原因になる  
※ブレーキ液の減りが早いときは、ブレーキ系統からの液漏れやブレーキパッド等の摩耗が増えられます。整備工場へ依頼して原因を突きとめましょう。

#### 4 冷却水の量

ラジエーターリザーバタンク内の冷却水の量が規定の範囲 (FULLとLOWの間) にあるかを点検します。

定期的な交換の必要がありますので、定期点検等の際に整備工場へ交換しましょう。  
→交換の必要性はP16参照

**トラブル例** ● 冷却水の量が減るとエンジンがオーバーヒートを起こし、最悪の場合エンジン交換が必要になる  
※冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエーター、ラジエーターホースなどから冷却水が漏れているおそれがあります。

出典：一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

「知って納得！車の点検・整備 My Car Hand Book」より抜粋

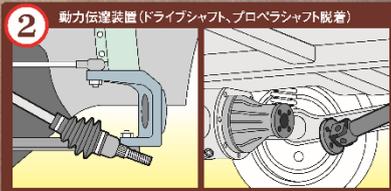
## 定期点検整備の例

<p><b>ステアリング装置</b></p> <p>ハンドル操作の不具合を防止するため、ロッドおよびアームの緩み、がた、損傷等を点検します。</p> 	<p><b>ブレーキ装置</b></p> <p>ブレーキの効き不良を防止するため、ブレーキディスクの摩耗および損傷等を点検します。</p> 	<p><b>走行装置</b></p> <p>ホイールの脱落などを防止するため、ホイールナットおよびホイールボルトの緩み等を点検します。</p> 
<p><b>動力伝達装置</b></p> <p>走行時の振動や動力伝達不良を防止するため、プロペラシャフト連結部の緩み等を点検します。</p> 	<p><b>電気装置</b></p> <p>エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため、点火プラグの状態等を点検します。</p> 	<p><b>エンジン</b></p> <p>エンジンの不具合を防止するため、冷却装置の水漏れ等を点検します。</p> 
<p><b>サスペンション</b></p> <p>サスペンションの異音の発生や不具合を防止するため、取付部および連結部の緩み、がた、損傷等を点検します。</p> 	<p><b>ばい煙・悪臭のあるガス・有害ガスなどの発煙防止装置</b></p> <p>熱害による火災発生等を防止するため、排出ガス減少装置の取付の緩みおよび損傷等を点検します。</p> 	

## 特定整備の例

**特定整備となる主な作業例**

- 1 原動機(エンジン脱着)**  

- 2 動力伝達装置(ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着)**  

- 3 走行装置(ロアアーム脱着)**  

- 4 かじ取り装置(タイロッドエンド脱着)**  

- 5 制動装置(ディスクキャリパー、ブレーキドラムの取り外し)**  

- 6 機密装置(リフスプリング脱着)**  

- 7 電子制御装置(自動ブレーキ用センサーなどが装着されているフロントガラス、グリル、バンパーの脱着・調整 / スキャンツールをつないでのエーミング作業(一部除く))**  


特定整備制度施行の間に事業として設置されていた作業(電子制御装置整備)のみ、経過措置が取られていましたが、令和6年3月31日をもって終了しましたので、上記作業を行う際は電子制御装置の部品を点検する必要があります。  
\*電子制御装置整備の対象車両については国土交通省HPよりご確認ください。

特定技能外国人を雇用する場合、技能実習から特定技能 1 号へ移行するのか、日本に在留しているのか、海外に居住しているのかによって、必要な対応が異なります。そこで、本章では、特定技能外国人を受け入れるまでの基本的な流れ（1 号特定技能外国人を受け入れるまでの流れ）をまとめました。

なお、海外に居住している場合、その国によって独自の手続が求められる場合があります。各国における手続の詳細は、下記の出入国在留管理庁のウェブサイトに掲載されていますので、受入れの際は適宜ご参照ください。

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「特定技能に関する各国別情報」

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06\\_00073.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00073.html)

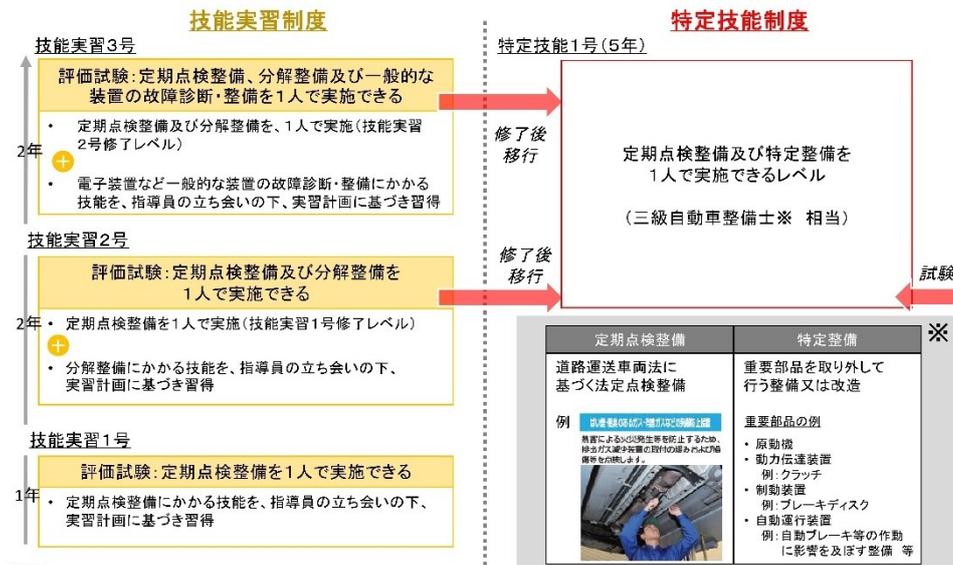


## 1 技能実習から特定技能 1 号へ移行する場合

技能実習 2 号又は 3 号を修了した技能実習生は、一定の要件を満たすことで、自動車整備分野特定技能 1 号評価試験を受けることなく特定技能 1 号の在留資格に移行することが可能です。この場合、技能実習 2 号又は 3 号から、特定技能 1 号の在留資格に移行する外国人を雇用する企業や個人事業主（自動車整備事業者）が受入れ機関となります。

受入れ機関は、当該外国人との間で特定技能雇用契約を締結して特定技能 1 号支援計画を策定します。その後、原則として当該外国人が地方出入国在留管理局に対し在留資格を特定技能 1 号に変更する旨の申請（在留資格変更許可申請）を行います。

自動車整備業における技能実習と特定技能のレベル



【参考】

二級自動車整備士は、三級自動車整備士の能力・知識に加え、分解整備記録簿の管理など整備を統括する能力、自動車検査に関する知識が求められる。

一級自動車整備士は、二級自動車整備士の能力・知識に加え、自動ブレーキなど新技術の故障診断・整備、ユーザーに対して故障状態の説明や再発防止の助言ができることが求められる。

＜技能実習 2 号又は 3 号から特定技能 1 号に移行する際のその他のポイント＞

- 技能実習 2 号を良好に修了した者は、帰国済みであっても自動車整備分野特定技能 1 号評価試験は免除されます。
- 受入れ機関である自動車整備事業者は、雇用した外国人が活動を安定的かつ円滑に行えるよう、職業生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1 号特定技能外国人支援計画）を作成し、支援を行う必要がありますが、支援計画の一部又は全部の実施を登録支援機関に委託することができます。支援計画の一部を第三者に委託する場合、受入れ機関においても支援体制の基準を満たす必要があります。
- 地方出入国在留管理局に対して在留資格変更許可申請を行う際の主な添付書類は次のとおりです。

- 受入れ機関の概要
- 特定技能雇用契約書の写し
- 1 号特定技能外国人支援計画
- 技能を証明する資料
- 日本語能力を証明する資料等

※原則外国人本人による申請ですが、受入れ機関又は登録支援機関が取り次ぐこともできます。

## 2 日本に在留している外国人を 1 号特定技能外国人として受け入れる場合

日本に在留している外国人を 1 号特定技能外国人として受け入れる場合、受入れ機関と当該外国人との間で特定技能雇用契約を締結し、在留資格変更許可申請を行う必要があります。

### （1）特定技能雇用契約を締結するまで

受入れ機関が外国人との間で特定技能雇用契約を締結するためには原則として、当該外国人が技能試験<sup>\*</sup>及び日本語能力試験の両方に合格している必要があります。

技能試験及び日本語能力試験の両方に合格した外国人は、ハローワークや民間の職業紹介事業者を通じて求職の申込みを行います。そのため、受入れ機関は、ハローワークや民間の職業紹介事業者とやりとりを行い、そのサポートを受けて外国人と特定技能雇用契約を締結し、事前ガイダンスや健康診断を行います。

※技能試験とは、自動車整備分野特定技能 1 号評価試験又は自動車整備士技能検定試験 3 級をいいます。  
自動車整備分野特定技能評価試験の詳細は、第 IV 章をご参照ください。

## (2) 在留資格変更許可申請から就労開始まで

特定技能雇用契約を締結した後、地方出入国在留管理局に対して、在留資格変更許可申請を行います。この申請は原則として、雇用される外国人本人が行います（もっとも、受入れ機関又は登録支援機関が取り次ぐこともできます）。その後、審査を経て在留資格変更が許可されると、新しい「在留カード」が交付されます。

受入れ機関である自動車整備事業者は、1号特定技能外国人支援計画を作成し、それに基づいて次のような支援を行わなければなりません（この支援は登録支援機関に委託することもできます。詳細は第三章をご参照ください）。

- ・生活オリエンテーションの実施
- ・住宅の確保
- ・住居地の市区町村等で住民登録
- ・給与口座の開設

## 3 海外に居住している外国人を1号特定技能外国人として受け入れる場合

海外に居住している外国人は、査証（ビザ）が発給されるまで日本に入国できません。そのため、入社前に必要な手続は、外国人が海外に居住しているときに行います。

### (1) 雇用契約を締結するまで

日本に在留している外国人と同様に、受入れ機関が外国人との間で特定技能雇用契約を締結するためには原則として、当該外国人が技能試験<sup>※</sup>及び日本語能力試験の両方に合格している必要があります。

求職の申込みを行う外国人のほとんどは、民間の職業紹介事業者によるあっせんを受けます。そのため、受入れ機関である自動車整備事業者は、民間の職業紹介事業者とやりとりを行い、そのサポートを受けて外国人と特定技能雇用契約を締結し、事前ガイダンスや健康診断を行います。

<sup>※</sup>技能試験とは、自動車整備分野特定技能1号評価試験又は自動車整備士技能検定試験3級をいいます。  
自動車整備分野特定技能評価試験の詳細は、第IV章をご参照ください。

## (2) 査証（ビザ）が発給されるまで

特定技能雇用契約を締結した後、地方出入国在留管理局に対して、「在留資格認定証明書」の交付申請を行います。この申請は、受入れ機関である自動車整備事業者が外国人本人に代理して行う必要があります。

当該申請後、審査を経て基準を満たすことが認められると、受入れ機関に対して在留資格認定証明書が送付されるため、特定技能雇用契約を締結した外国人に当該証明書を送付します。その後、当該外国人が、在外公館に対して当該証明書を提出し、審査を経て基準を満たすことが認められると、査証（ビザ）が発給されます。

## (3) 来日後、就労開始まで

外国人は、査証（ビザ）が発給された後、日本に入国できます。なお、日本に3か月以上在留する場合、在留資格や在留期間、就労の可否といった情報が記載された「在留カード」が必要となります。

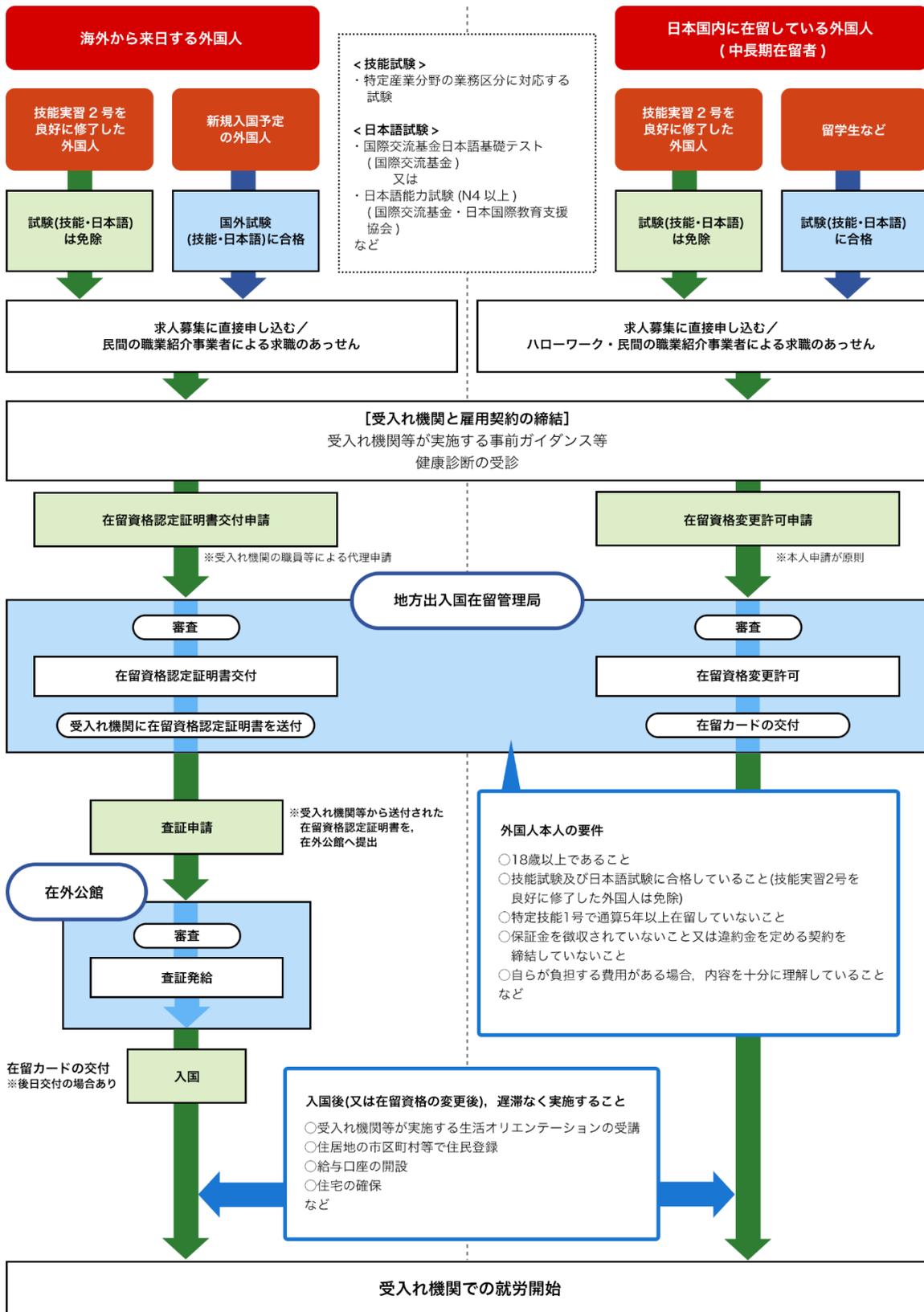
「在留カード」は、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港又は福岡空港から入国した場合、上陸許可時に受け取ることができます※。

受入れ機関である自動車整備事業者は、1号特定技能外国人支援計画を作成し、それに基づいて次のような支援を行わなければなりません（この支援は登録支援機関に委託することもでき、詳細は第三章をご参照ください）。

- ・生活オリエンテーションの実施
- ・住宅の確保
- ・住居地の市区町村等で住民登録
- ・給与口座の開設

※上陸許可時に上記7空港以外の空港又は海港から入国した場合、入国後、居住する市区町村へ「転入届」を提出する必要があり、その後、「転入届」記載の住所に「在留カード」が郵送されます。

特定技能外国人を受け入れるまでの大まかな流れ（特定技能1号の場合）



出典：外務省ウェブサイト「特定技能外国人を受け入れるまで」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/ssw/jp/introduction/>



## 1 受入れ機関が遵守すべき事項

受入れ機関（特定技能外国人を雇用する整備工場）が遵守すべき事項は主に次の 3 つです。

受入れ機関の主な遵守事項

①	認証工場又は指定工場であって協議会に入会すること
②	特定技能外国人と直接雇用契約を締結すること
③	特定技能外国人に対して義務的支援を行うこと

### ① 認証工場又は指定工場であって協議会に入会すること

自動車整備分野の受入れ機関は、地方運輸局長から自動車特定整備事業の認証（道路運送車両法第 78 条第 1 項）を受けた工場（以下「認証工場」といいます。）である必要があります。もちろん、認証工場のうち、地方運輸局長から指定自動車整備事業の指定（同法第 94 条の 2 第 1 項）を受けた工場（以下「指定工場」といいます。）も、受入れ機関になることができます。

その上で、国土交通省が設置する「自動車整備分野特定技能協議会」（以下「協議会」といいます。）に入会し、協議会に対し必要な協力を行わなければなりません。

#### <自動車整備分野特定技能協議会について>

特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の受入れ機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とした組織です。特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知、特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発などの活動を行っています。なお、各地方運輸局（一部地域では各運輸支局）において、協議会の申請に関する相談窓口を開設しています。

## ② 特定技能外国人と直接雇用契約を締結すること

受入れ機関は特定技能外国人と直接雇用契約を締結しなければなりません。そのため、派遣契約や請負契約等を締結して特定技能外国人を受け入れることはできません。

特定技能外国人と締結することができない契約の例

派遣契約	人材派遣会社が雇用する外国人を受入れ機関に派遣してもらうこと
請負契約	特定技能外国人に対する業務委託

特定技能外国人はフルタイムで業務に従事することが求められます。

また、雇用契約の条件のうち報酬額は、日本人が同等の業務に従事する場合の報酬額と同等以上であることが必要となります。

なお、受入れ機関は、雇用後、特定技能外国人から求めがあった場合、当該外国人の実務経験を証明する書類を発行する義務があります。この証明書は、例えば、特定技能1号から特定技能2号への移行などに活用されます。

## ③ 特定技能外国人に対して義務的支援を行うこと

1号特定技能外国人の受入れ機関は、当該外国人が日本で適切に働き、生活できるよう、支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成し、当該計画に基づいた支援を行う義務があります。

当該計画には、主に次のような内容を記載する必要があります。

### <支援計画の主な記載事項>

- ・支援責任者の氏名及び役職等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）
- ・義務的支援10項目（次ページ参照）

※支援計画の記載例は下記の出入国在留管理庁のウェブサイトをご参照ください。

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「1号特定技能外国人支援計画書」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001372373.pdf>



支援計画に記載する義務的支援 10 項目とは、具体的には次のような内容です。

特定技能外国人に対する 10 項目の義務的支援

支援項目	支援内容
1 事前ガイダンス	・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明
2 出入国する際の送迎	・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
3 住居確保・生活に必要な契約支援	・連帯保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助
4 生活オリエンテーション	・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明
5 公的手続等への同行	・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助
6 日本語学習の機会の提供	・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
7 相談・苦情への対応	・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等
8 日本人との交流促進	・自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等
9 転職支援 (人員整理等の場合)	・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供
10 定期的な面談・行政機関への通報	・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3 か月に 1 回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「1 号特定技能外国人支援・登録支援機関について」

<https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/supportssw.html>



これら 10 項目の支援は、受入れ機関が直接行うことも、登録支援機関に委託することも可能です。ただし、委託可能な登録支援機関は

- ・当該登録支援機関自身が自動車整備分野特定技能協議会に入会していること
- ・当該登録支援機関に「自動車整備士 1 級若しくは 2 級の資格を有する者」又は「自動車整備士の養成施設において 5 年以上の指導に係る実務の経験を有する者」を置いていること

などの要件を満たす機関に限られます。



令和 7 年（2025 年）2 月現在、全国に 1 万を超える登録支援機関があり、出入  
 国在留管理庁のウェブサイトに掲載されています。

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「登録支援機関登録簿」  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07\\_00205.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html)



## 2 特定技能外国人が業務に従事する際の注意点

### (1) 特定技能外国人が従事する主たる業務

特定技能外国人が雇用契約に基づく業務以外の業務に従事した場合、受入れ機関やその代表者などに対して懲役又は罰金の刑事罰が科されたり、受入れ機関に対して特定技能外国人の受け入れの停止などの行政処分が行われたりするおそれがあるため、十分な注意が必要です。

刑事罰や行政処分の対象となることを防ぐためにも、特定技能外国人の雇用担当者はもちろん、現場で働く自動車整備士にも、特定技能外国人が従事できる業務について周知しておくことが肝要です。

第Ⅰ章に記載したとおり、1号特定技能外国人が従事できる業務（従事する主たる業務）は、日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する業務の4つです。

### (2) それ以外にも「関連業務」なら従事できる？

1号特定技能外国人は、日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する業務以外の業務に全く従事することができないわけではありません。

日本人の自動車整備士が通常従事する関連業務には付随的に従事することが認められており、関連業務にあたり得るものとしては、例えば、次のものが想定されます。

#### <自動車整備において想定される関連業務の例>

- 整備内容の説明及び関連部品の販売
- 部品番号検索、部内発注作業
- ナビ、ETC等の電装品の取付作業
- 洗車作業
- 下廻り塗装作業
- 社内清掃作業
- 部品等運搬作業
- 設備機器等清掃作業

ただし、特定技能外国人は、自動車整備の業務に従事することを前提に雇用されていることから、専ら関連業務に従事した場合、法令違反となるおそれがあるため注意が必要です。

## 1 自動車整備分野特定技能評価試験とは

在留資格「特定技能」を取得するためには、技能試験に合格する必要があります。自動車整備分野における技能試験は、「自動車整備分野特定技能評価試験」です。なお、在留資格「特定技能 1 号」を取得するためには、技能試験に加えて、日本語能力試験にも合格する必要があります。

### (1) 自動車整備分野特定技能 1 号評価試験

#### ① 試験概要

- ・【実施言語】日本語（すべての漢字にはルビあり）
- ・【実施方法】学科試験及び実技試験。コンピュータ・ベースド・テスト（C B T）方式\*

※C B T方式は、コンピュータを使用して出題・解答するもので、受験者はコンピュータ画面に表示される問題について、コンピュータ画面上で解答します。

#### ② 試験内容

自動車のシャシ、エンジンに関するもので、次の範囲で出題されます。

##### ▼学科試験の科目

- ・構造、機能及び取扱法に関する初等知識
- ・点検、修理及び調整に関する初等知識
- ・整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する初等知識
- ・材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する初等知識

➤学科試験は真偽法（O×式）。問題数は 30 問、試験時間は 60 分です。

##### ▼実技試験の科目

- ・基本工作
- ・点検、分解、組立て、調整及び完成検査、簡単な点検及び調整
- ・一般的な修理
- ・整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い

➤図等を用いた状況設定において正しい判別、判断を行わせる判断等試験です。問題数は 3 課題で、複数の設問を設けています。試験時間は 20 分です。

### ③ 合否の基準

学科試験は正解数が出題数の65%以上、実技試験は得点合計が60%以上です。

### ④ 合否の通知

試験実施後30日以内を目途に、実施主体である日本自動車整備振興会連合会（日整連）のウェブサイトに試験合格者のID番号が公表されます。受入れ機関（特定技能外国人を雇用する事業者）と雇用契約の締結が決定している場合は、受入れ機関を通じて受験者に試験合格証明書が交付されます。

## （2）自動車整備分野特定技能2号評価試験

### ① 試験概要

- ・【実施言語】日本語（すべての漢字にはルビあり）
- ・【実施方法】学科試験及び実技試験。コンピュータ・ベースド・テスト（CBT）方式\*

※CBT方式は、コンピュータを使用して出題・解答するもので、受験者はコンピュータ画面に表示される問題について、コンピュータ画面上で解答します。

### ② 試験内容

自動車のシャシ、エンジンに関するもので、次の範囲で出題されます。

#### ▼学科試験の科目

- ・構造、機能及び取扱法に関する一般知識
- ・点検、修理、調整及び完成検査の方法
- ・整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する一般知識
- ・材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する一般知識
- ・保安基準その他の自動車の整備に関する法規

※出題形式は選択法（四択式）。問題数は40問、試験時間は80分です。

#### ▼実技試験の科目

- ・基本工作
- ・点検、分解、組立て、調整及び完成検査
- ・一般的な修理
- ・整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い

➤図等を用いた状況設定において正しい判別、判断を行わせる判断等試験です。問題数は3課題で、複数の設問を設けています。試験時間は30分です。

### ③ 合否の基準

学科試験は正解数が出題数の60%以上、実技試験は得点合計が60%以上です。

### ④ 合否の通知

試験実施後30日以内を目途に、実施主体である日本自動車整備振興会連合会（日整連）のウェブサイトに試験合格者のID番号が公表されます。受入れ機関（特定技能外国人を雇用する事業者）と雇用契約の締結が決定している場合は、受入れ機関を通じて受験者に試験合格証明書が交付されます。

## 2 受験の申込み・受験資格について

受験の申込みは、ウェブサイトから行います。受験を希望する会場と日時を選択し、試験を予約して受験料を支払います。詳しくは、日本自動車整備振興会連合会（日整連）ウェブサイトの「自動車整備士資格情報」ページ内、「6.受験の申込みについて」を参照してください。

### (1) 受験の申込みに関するウェブサイト

#### ① 日本自動車整備振興会連合会「自動車整備士資格情報」

※「6.受験の申込みについて」をご参照ください。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会ウェブサイト「特定技能評価試験」  
<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>



※各試験は以下のサイトにて予約・管理できます。

プロメトリック社ウェブサイト「特定技能1号評価試験」  
[https://www.prometric-jp.com/ssw/test\\_list/archives/7](https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/7)



プロメトリック社ウェブサイト「特定技能2号評価試験」  
[https://www.prometric-jp.com/ssw/test\\_list/archives/16](https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/16)



プロメトリック社ウェブサイト「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」  
[https://www.prometric-jp.com/ssw/test\\_list/archives/1](https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/1)



日本語能力試験（JLPT）  
<https://www.jlpt.jp/>



### (2) 受験資格

自動車整備分野特定技能1号及び2号評価試験の受験資格は次のとおりです。

#### ① 特定技能1号評価試験の受験資格

- ・試験実施日において満17歳以上（インドネシア国籍の受験者は18歳以上）
- ・日本国内で受験する場合、在留資格を有する\*外国人が対象

※在留資格を有している場合でも、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない外国人は除きます。

## ② 特定技能2号評価試験の受験資格

- 試験実施日において満17歳以上（インドネシア国籍の受験者は18歳以上）
- 試験日の前日までに地方運輸局長の認証を受けた工場（認証工場）において自動車整備作業の実務経験を3年以上有する外国人が対象（日本自動車整備振興会連合会が定める様式を併せて提出する必要あり）
- 日本国内で受験する場合、在留資格を有する\*外国人が対象

※在留資格を有している場合でも、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していない外国人は除きます。

### <コラム：受験勉強はどうすればよい？>

下記の日本自動車整備振興会連合会のウェブサイトには、自動車整備技能登録試験（国家試験）の学科試験及び実技試験の過去問題が掲載されていますので、特定技能評価試験の対策にご活用ください。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会ウェブサイト「過去の問題と解答」

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/past/>



### 3 受験料・交付手数料について

受験料は、受験する国で利用可能な支払方法が異なりますので、試験を運営しているプロメトリック社のウェブサイトを参照ください。

プロメトリック社ウェブサイト「お問い合わせ」  
<https://www.prometric-jp.com/ssw/contact/>



#### (1) 受験料

##### ① 特定技能1号評価試験

フィリピン：1,700PHP ベトナム：710,000VND  
インドネシア：450,000 IDR 日本：4,300円（税込）

##### ② 特定技能2号評価試験

日本：4,800円（税込）

#### (2) 交付手数料

特定技能の査証（ビザ）申請時に提出を求められる「合格証明書」は、受入れ機関（特定技能外国人を雇用する事業者）が日本自動車整備振興会連合会（日整連）へ交付の申請を行います。

交付手数料は、1号、2号のいずれの試験も16,000円（税込）です。

➤ 受験料及び合格証明書の交付手数料については、日本自動車整備振興会連合会にお問い合わせください。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会ウェブサイト「特定技能評価試験」  
<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/>



## 1 自動車整備分野特定技能協議会への入会等の手続

第Ⅲ章で言及したとおり、受入れ機関は、自動車整備分野特定技能協議会に入会する必要があります。

この点、自動車整備分野特定技能協議会への入会にあたって、入会金や会費等の費用は一切発生しません。

### (1) 入会届出書及び遵守事項の記入

受入れ機関が自動車整備分野特定技能協議会に入会するためには、「自動車整備分野特定技能協議会入会届出書 兼 構成員資格証明書」（第1号様式）と、「自動車整備分野特定技能協議会遵守事項」（別表第1）を提出する必要があります。

これらの様式や記載例は、下記ウェブサイトをご参照ください。

国土交通省 ウェブサイト「自動車整備分野における「特定技能」の受入れ」

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_SSW.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html)



### (2) 入会届出書及び遵守事項の提出

入会届出書及び遵守事項は、受入れ機関である自動車整備事業者を管轄する地方運輸局に提出します（地方運輸局が自動車整備分野特定技能協議会の事務局を担っています）。提出は持参又は郵送で行います。郵送の場合、必要な額の郵便切手（簡易書留用）を貼付した返信用封筒を同封してください。

具体的な手続は、お近くの地方運輸局までお問い合わせください（なお、第Ⅵ章に地方運輸局の一覧を掲載しています）。

### (3) 構成員資格証明書の交付を受ける（これにより入会手続は完了）

提出した書類に不備がなければ、地方運輸局（自動車整備分野特定技能協議会の事務局）から構成員資格証明書が交付され、入会手続は完了します。構成員資格証明書は、その後特定技能外国人を受け入れるとき、地方出入国在留管理局に対する諸申請の際に提出する必要がありますので、大切に保管してください。

#### **（４） 構成員情報が変わる場合は変更届出書の提出が必要**

事業者の名称や代表者、所在地、担当者又は連絡先が変わった場合、変更届出書を自動車整備分野特定技能協議会の事務局（地方運輸局）に提出する必要があります。

#### **（５） 特定技能協議会を退会する場合は退会届出書の提出が必要**

特定技能外国人の受入れを終了すると、自動車整備分野特定技能協議会の構成員ではなくなります。その際、退会届出書を同協議会の事務局（地方運輸局）に提出し、同協議会を退会する必要があります。

**記 載 例**

協議会第1号様式

自動車整備分野特定技能協議会入会届出書 兼 構成員資格証明書 (特定技能所属機関)

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和〇年 〇月 〇日

自動車整備分野特定技能協議会に入会したいので、以下の通り届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称	本省モータース		
代表者名	整備士 太郎		
所在地	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 <small>番地の表記は、簡素化されていても問題ありません。</small>		
受入工場名	本省モータース ××支店	認証番号 (指定番号)	1 2 3 4 5 6 -▲
適合1号特定技能支援計画の全部の実施を委託する場合、委託予定の登録支援機関名称	支援団体 J P S		
受け入れる外国人の入国予定日 (技能実習からの移行の場合にあつては、特定技能としての雇用開始日)	令和〇年〇月〇日 Or 20XX年〇月〇日		
国籍及び人数	■■■■■国 1人		
担当者氏名	整備 太郎	電話	0x0-1234-5678
担当者電子メール	seibi@aaaa.xx		
証明書の交付方法	<input checked="" type="radio"/> 郵送 (返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと) ・ 受け取りのため来訪 希望の方法に、○をつけてください		

**※記載内容を修正する場合は、二重線を引き正しいものを記載してください。**

協議会事務局確認欄

以下について、確認後、レ点を付すこと。

- 認証を受けている事業場であり、現時点で認証の取消し処分の予定がない。
- 協議会別表第1の遵守事項について、提出されている。
- (支援計画の全部実施を委託する場合) 委託先の登録支援機関は協議会の構成員又は入会届出済みである。

上記届出を受理し、受け入れる外国人が上陸した日 (技能実習からの移行の場合にあつては、特定技能としての雇用開始日) から、自動車整備分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付印

記載例：自動車整備分野特定技能協議会遵守事項（別表第1）

※受入れ機関は、「特定技能所属機関名称」「代表者名」「日付」を記載します。

## 記 載 例

外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）に合格をしていない等、技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないこと。

自動車整備作業は、自動車の安全に直結する作業であり、また、適切な技能・知識がない状態で外国人を受け入れた場合、外国人自身の安全にも危険が及びます。技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないでください。

協議会の定める届出の適切な実施等の協議会規約遵守及び協議会の行う調査等に対する必要な協力をする事。

協議会の円滑な運営のため、規約等に定められた手続き、協議会の行う調査等について、協力をお願いいたします。

これら事項が遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては特定技能外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

遵守事項について、同意いたします。

特定技能所属機関（受入企業）又は

登録支援機関名称：本省モータース

代表者名：本省モーター

日付： 令和〇年〇月〇日 Or 20XX年〇月〇日

**※記載内容を修正する場合は、二重線を引き正しいものを記載してください。**

**記 載 例**

協議会第5号様式

自動車整備分野特定技能協議会構成員 変更届出書（共通）

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和〇年 〇月 〇日

自動車整備分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下の通り届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関（受入企業）又は登録支援機関名称	本省モータース
代表者名	整備士 太郎
所在地	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 <b>番地の表記は、簡素化されていても問題ありません</b>
担当者氏名	—
担当者連絡先（電話）	—
担当者連絡先（電子メール）	—

↑ 今回変更しようとする事項について、チェック（レ）を入れてください。

2. 届出事項（受入企業用）

国籍及び人数（変更前）	■■■■■国 1人
国籍及び人数（変更後）	■■■■■国 2人

**※記載内容を修正する場合は、二重線を引き正しいものを記載してください。**

**記 載 例**

協議会第6号様式

自動車整備分野特定技能協議会構成員 退会届出書（共通）

自動車整備分野特定技能協議会 事務局 殿

令和〇年 〇月 〇日

自動車整備分野特定技能協議会を退会いたしたいので、以下の通り届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関（受入企業）又は登録支援機関名称	本省モータース
代表者名	整備士 太郎
所在地	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 <b>番地の表記は、簡素化されていても問題ありません。</b>
担当者氏名	整備 太郎
担当者連絡先（電子メール）	seibi@aaaa.xx
担当者連絡先（電話）	0x0-1234-5678
退会の事由	
<input type="checkbox"/> 自動車整備分野に係る特定技能外国人を雇用しなくなったため	
<input type="checkbox"/> 自動車整備分野に係る特定技能外国人の支援を行わなくなったため	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
↑ 当てはまる事由について、チェック（レ）を入れてください。	

**※記載内容を修正する場合は、二重線を引き正しいものを記載してください。**

## 2 特定技能外国人の雇用に際して必要な書類

特定技能外国人を雇用する際は、出入国在留管理局に対して、在留資格に関する諸申請を行う必要があります。以下には、受入れ機関（法人又は個人事業主）に関する必要書類をまとめました。

受入れ機関（法人）に関する必要書類

番号	必要書類	様式番号
1	<b>特定技能所属機関概要書</b> (注)記載内容に応じて、「受け入れた中長期在留者リスト（参考様式第1-11-2号）」、「生活相談業務を行った中長期在留者リスト（参考様式第1-11-3号）」、「支援責任者の履歴書（参考様式第1-20号）」及び「支援担当者の履歴書（参考様式第1-22号）」の添付が必要な場合がある。	参考様式 第1-11-1号
2	<b>登記事項証明書</b>	
3	<b>業務執行に関与する役員の住民票の写し</b> (注)マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものに限る。	
4	<b>特定技能所属機関の役員に関する誓約書</b> (注)特定技能外国人の受入れに関する業務執行に関与しない役員がいる場合のみ。	参考様式 第1-23号
5	<b>労働保険料等納付証明書（未納なし証明）</b>	
6	<b>社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し</b> (注)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要	
7	<b>税務署発行の納税証明書（その3）</b> (注1)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「②法人税」「③消費税及び地方消費税」 (注2)①について、「申告所得税」ではなく「源泉所得税」	
8	<b>法人住民税の市町村発行の納税証明書</b> (注)直近1年度分が必要	
9	<b>公的義務履行に関する説明書</b> (注)上記5から8までにし、「△(注5)」の適用により、提出不要の適用を受ける場合に必要	参考様式 第1-27号

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「所属機関（法人）に関する必要書類」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001341633.pdf>



受入れ機関（個人事業主）に関する必要書類

番号	必要書類	様式番号
1	<b>特定技能所属機関概要書</b> (注)記載内容に応じて、「受け入れた中長期在留者リスト(参考様式第1-11-2号)」、「生活相談業務を行った中長期在留者リスト(参考様式第1-11-3号)」、「支援責任者の履歴書(参考様式第1-20号)」及び「支援担当者の履歴書(参考様式第1-22号)」の添付が必要な場合がある。	参考様式 第1-11-1号
2	<b>個人事業主の住民票の写し</b> (注)マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるものに限る。	
3	<b>労働保険料等納付証明書(未納なし証明)</b>	
	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類	
	<b>A)健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合</b>	<b>社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し</b> (注)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要
4	<b>B)健康保険・厚生年金保険の適用事業所でない場合</b>	<b>個人事業主の国民健康保険被保険者証の写し</b> (注)保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人側でマスキング(黒塗り)すること。 <b>個人事業主の国民健康保険料(税)納付証明書</b> (注1)初めて受け入れる場合には直近1年分、受入れ中の場合には直近2年分が必要 (注2)保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人側でマスキング(黒塗り)すること。 <b>個人事業主の国民年金保険料領収証書の写し又は被保険者記録照会(納付Ⅱ)(被保険者記録照会回答票含む。)</b> (注1)申請の日の属する月の前々月までの24か月分が必要 (注2)基礎年金番号を申請人側でマスキング(黒塗り)すること。
5	<b>個人事業主の税務署発行の納税証明書(その3)</b> (注)税目は「①源泉所得税及び復興特別所得税」「②申告所得税及び復興特別所得税」「③消費税及び地方消費税」「④相続税」「⑤贈与税」	
6	<b>個人事業主の個人住民税の市町村発行の納税証明書</b> (注)直近1年分が必要	

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「所属機関（個人事業主）に関する必要書類」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001341634.pdf>



自動車整備分野の受入れ機関に関する（法人・個人事業主ともに必要な）書類

番号	必要書類	様式番号	留意事項
1	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類		
	A) 申請人が技能実習2号良好修了者(2年10か月以上)の場合	次の①又は②のいずれか ①外国人自動車整備技能実習評価試験(専門級)の合格証明書又は実技試験の結果通知書の写し ②技能実習生に関する評価調書 (注)上記のいずれも省略できる場合あり(留意事項欄を参照)	※②のみ参考様式第1-2号  ※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、自動車整備職種・自動車整備作業 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であって、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年以内に受けていないときに限り提出省略可
	B) 申請人が上記に該当しない場合	次の①又は②のいずれか ①自動車整備分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ②自動車整備士技能検定3級の合格証明書の写し  次の①又は②のいずれか ①日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ②国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書(判定結果通知書)の写し	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者の場合には提出不要。ただし、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類の提出が必要
2	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第8-1号	
3	次の①又は②のいずれか ①自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書(受付印があるもの) ②自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書(受付印があるもの)		※令和6年(2024年)6月15日以降の申請については、一律に①又は②の提出(初めて自動車整備分野で特定技能外国人を受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「自動車整備分野に関する必要な書類」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001341644.pdf>



登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合に必要な書類

番号	必要書類	様式番号	留意事項
4	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)	分野参考 様式第8-2号	
5	次の①又は②のいずれか ①自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書(受付印があるもの) ②自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書(受付印があるもの)		※令和6年(2024年)6月15日以降の申請については、一律に①又は②の提出(初めて自動車整備分野で1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には申請前の協議会加入手続)が必要
6	外国人の支援を行う者(注)に関し、次の①又は②のいずれか ①自動車整備士技能検定1級又は2級の合格証の写し ②実務経験証明書 (注)支援責任者、支援担当者などの外国人の支援を行う者	※②のみ 分野参考 様式第8-3号	※過去の在留諸申請において提出済みの者とは、別の者を置いた場合には提出が必要

出典：出入国在留管理庁ウェブサイト「自動車整備分野に関する必要な書類」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001341644.pdf>



- 一定の事業規模があり、過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない事業者は、特定技能所属機関が準備する提出書類を大幅に省略することができます。詳しくは下記の出入国在留管理庁のウェブサイト「在留手続>在留資格から探す>在留資格『特定技能』」をご参照ください。

出入国在留管理庁ウェブサイト「在留資格特定技能」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html>



### 3 新たに在留資格「特定技能」を取得した場合に必要な書類

新たに在留資格「特定技能」を取得した場合は、「在留資格認定証明書」の交付申請を行う必要があります。その際に必要な書類は以下のとおりです。

- 在留資格認定証明書交付申請書 1通
    - 申請取次者を介して複数の申請人について同時申請する場合には、申請人名簿が必要です。
- 在留資格認定証明書交付申請書とともに、下記の出入国在留管理庁のウェブサイト「在留手続」>在留資格から探す>在留資格『特定技能』からダウンロードできます。

出入国在留管理庁ウェブサイト「在留資格「特定技能」

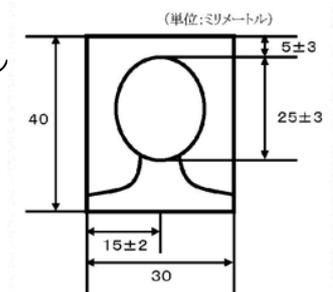
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html>



- 写真 1 葉（提出写真の規格は以下のとおり）
- 返信用封筒 1 通（定形封筒に宛先を明記の上、必要な額の郵便切手（簡易書留用）を貼付したもの）

#### <提出写真の規格>

- 写真のサイズは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートル
- 申請人本人のみが撮影されたもの
- 縁を除いた部分の寸法が、上図の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む）からあご先まで）
- 無帽で正面を向いたもの
- 背景（影を含む）がないもの
- 鮮明であるもの
- 提出の日前 6 か月以内に撮影されたもの
- 裏面に氏名が記載されたもの（写真を直接申請書の写真添付欄に印刷して提出する場合を除く） ※申請書等に直接写真を印刷可能かどうかについては、出入国在留管理庁ウェブサイト内の各申請手続のページをご確認ください。



- その他、画像加工・画像処理により、目を大きく見せる、美白処理、顔パーツやほくろ、しわなどを修正するなどして、本人のイメージを変えることは、いかなる場合でも不適当です。また、左右反転した写真は不適当です。

## 4 日本に在留中の外国人が在留資格を変更する場合に必要な書類

既にほかの在留資格を持って日本に滞在している外国人が、活動内容を変更し、自動車整備分野の「特定技能」に該当する活動を行おうとする場合に必要な書類は以下のとおりです。

- 在留資格変更許可申請書 1 通

出入国在留管理庁ウェブサイト「在留手続＞在留資格から探す＞在留資格『特定技能』」からダウンロードできます。

出入国在留管理庁ウェブサイト「在留資格「特定技能」」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html>



- 写真 1 葉（提出写真の規格は前ページのとおりです）
- 申請人のパスポート及び在留カードの提示

### ＜コラム：申請人本人以外の者が申請書類を提出するには？＞

日本に滞在し、特定技能外国人として働くことを希望している本人（申請人）以外の者が申請書類を提出する場合、当該提出者の身分を証明する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）の提示が必要です。申請人本人以外では、申請人本人の法定代理人及び弁護士・行政書士などの取次者が提出できます。詳細は下記の出入国在留管理庁ウェブサイトをご参照ください。

出入国在留管理庁ウェブサイト「在留資格変更許可申請」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



出入国在留管理庁ウェブサイト「在留資格「特定技能」」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html>



## 5 受入れ機関は「定期届出」「随時届出」が必要

特定技能外国人を雇用する自動車整備事業者（受入れ機関）には、「定期届出」と「随時届出」が義務付けられています。郵便・持参の場合は管轄の地方入管局・支局に対し行い、インターネットでの提出の場合は事前に利用者登録をした上で行います。

### (1) 定期届出

特定技能外国人の「受入れ・活動状況」を年4回、定期的に地方入管局・支局に届ける必要があります。提出期間及び提出対象となる「受入れ・活動状況」の期間は、次のとおりです。

定期届出の提出期間、及び対象となる「受入れ・活動状況」の期間

提出期間	対象となる「受入れ・活動状況」の期間
第1四半期：4月1日～4月15日	1月1日～3月31日
第2四半期：7月1日～7月15日	4月1日～6月30日
第3四半期：10月1日～10月15日	7月1日～9月30日
第4四半期：1月1日～1月15日	10月1日～12月31日

### (2) 随時届出

特定技能外国人が退職したときや登録支援機関が支援活動をやめた（休止・廃止した）ときなどは、その事由が発生したときから14日以内に地方入管局・支局に届ける必要があります。

<随時届出の事由>

#### ▼特定技能外国人の

- ・雇用条件が変わった
- ・退職した（雇用契約の終了）
- ・新たな雇用契約を結んだ
- ・雇用を続けることが困難な事由が生じた
- ・支援計画が変わった
- ・支援の委託先が変わった                      など

#### ▼登録支援機関の

- ・登録事項が変わった
- ・登録支援機関としての活動をやめた（休止・廃止した）
- ・登録支援機関としての活動を再開した                      など

## 1 事業者のみなさまが活用できる助成金

特定技能外国人を雇用することで活用できる助成金の一例をご紹介します。各自治体でも助成金を公募している場合がありますので、事業場が所在する自治体の情報もご確認ください。

### ○ 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行等に関する知識の不足や言語の違いなどから、労働条件・解雇等に関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境を整備し、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。詳細は下記の厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

厚生労働省ウェブサイト「人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)



#### ① 主な受給要件

- ・外国人労働者を雇用している事業主であること
- ・認定を受けた就労環境整備計画に基づき、外国人労働者に対する就労環境整備措置（1及び2の措置に加え、3～5のいずれかを選択）を新たに導入し、外国人労働者に対して実施すること
  - 1 雇用労務責任者の選任
  - 2 就業規則等の多言語化
  - 3 苦情・相談体制の整備
  - 4 一時帰国のための休暇制度の整備
  - 5 社内マニュアル・標識類等の多言語化
- ・就労環境整備計画期間終了後の一定期間経過後における外国人労働者の離職率が15%以下であること

#### ② 受給額

- ・受給要件をすべて満たした場合に、1 制度導入につき 20 万円（上限 80 万円）が支給されます。

### ③ 支給対象経費

計画期間内に、就労環境整備措置を導入し実施した経費を対象とします。また、事業主から外部の機関又は専門家等に委託した場合は支払が完了した以下の経費を対象とします。

- (1) 通訳費
- (2) 翻訳機器導入費（雇用労務責任者と外国人労働者の面談に必要な翻訳機器の導入に限る）
- (3) 翻訳料（社内マニュアル・標識類等を多言語で整備するのに要する経費を含む）
- (4) 弁護士、社会保険労務士等への委託料（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限り、顧問料等は含まない）
- (5) 社内標識類の設置・改修費（外部機関等に委託をする多言語の標識類に限る）

## 2 特定技能外国人に関するお役立ちリンク集

特定技能外国人について困ったとき、調べたいときに役立つウェブサイトをピックアップしました。

### (1) 制度全般について

#### ○ 特定技能総合支援サイト

出入国在留管理庁が運営するサイトです。全ての漢字にふりがなが振られています。動画で特定技能制度について紹介されているほか、海外ジョブフェア、国内マッチングイベント、各省庁や地方自治体、外国政府等が主催する特定技能に関するイベントの情報なども随時更新されています。また、「外国人在留総合インフォメーションセンター」の連絡先、外国人が日本で安心して生活するための情報を掲載している「外国人生活支援ポータルサイト」、日本に住む外国人を支援する政府の窓口を集めた「外国人在留支援センター（FRESC）」などのウェブサイトのリンクも掲載されています。

出入国在留管理庁ウェブサイト「特定技能総合支援サイト」

<https://www.ssw.go.jp/>



## (2) 自動車整備分野特定技能協議会について

### ○ 国土交通省：自動車整備分野における「特定技能」の受入れ

自動車整備分野特定技能協議会の入会届出先の「地方運輸局送付先一覧」や、届出に必要な書類、記載例などを掲載しています。また、自動車整備分野の「特定技能」に関する参考資料やURLなどもまとめています。

国土交通省ウェブサイト「自動車整備分野における「特定技能」の受入れ」

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_SSW.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html)



## (3) 技能試験について

### ○ 日本自動車整備振興会連合会（日整連）：特定技能評価試験

特定技能評価試験に関する情報が網羅されています。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会ウェブサイト「特定技能評価試験」

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>



## (4) 外国人の金融サービス利用について

### ○ 金融庁：外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について

日本に在留する外国人やその支援者に向けて、外国人の金融サービス利用における利便性向上のために有用な情報や注意すべき事項などが掲載されています。また、預貯金口座の開設や送金サービスを提供する預金取扱金融機関が、外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項や外国人顧客対応に関する各金融機関の取組事例なども公表されています。

金融庁ウェブサイト「外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について」

<https://www.fsa.go.jp/user/livinginjapan.html>



## (5) 外国人の雇用管理について

### ○ 厚生労働省：外国人雇用対策

外国人労働者の雇用管理の改善などについて役立つ情報がまとめられています。また、事業主に対する様々な支援内容も紹介されています。

さらに、外国人雇用管理アドバイザー、人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備コース）、外国人労働者の人事・労務に役立つ3つのツール（外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集、雇用管理に役立つ多言語用語集、モデル就業規則）などもまとめられています。

厚生労働省ウェブサイト「外国人雇用対策 Employment Policy for Foreign Workers」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html)



厚生労働省ウェブサイト「事業主支援について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/pagell\\_00027.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/pagell_00027.html)



### 3 よくある質問（Q & A集）

Q 1	登録支援機関が特定技能外国人の支援を行う場合、登録支援機関も自動車整備分野特定技能協議会に所属する必要がありますか。
A 1	特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合、当該登録支援機関も、支援を委託する特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、自動車整備分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会のほか、国土交通省等が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行わなければなりません。

Q 2	複数の事業場において特定技能外国人を受け入れる場合、届出書にはどのように記載すればよいですか。
A 2	原則として届出書には特定技能外国人を受け入れる事業場に関する情報を記載ください。もし届出書に全ての事業場に関する情報を記載できない場合には、別紙に記載の上、ご提出いただくことでも差し支えありません。また、特定技能外国人を受け入れる事業場ごとに届出書を提出いただくことでも差し支えありません。なお、届出書の取扱いについては各地方運輸局によって異なる場合がありますので、受入れ機関を管轄する地方運輸局にもお問い合わせください。

Q 3	特定技能外国人として誰を受け入れるのかが決まっていな段階でも、協議会に加入することはできますか。
A 3	具体的に誰を特定技能外国人として受け入れるのかが決まってから、受入れ機関を管轄する地方運輸局に対して必要書類を届出ください。

Q 4	登録支援機関にも自動車整備士資格保有者等を配置する必要がありますか。
A 4	登録支援機関は、特定技能外国人が道路運送車両法に基づく自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する業務を適切に行えるようにするための支援を適切に行う責務を負っています。そのため、登録支援機関にも、道路運送車両法の内容も正しく理解している者、すなわち自動車整備士資格保有者等を配置する必要があります。

Q 5	自動車整備士資格保有者等は、支援責任者又は支援担当者である必要がありますか。また、常勤である必要はありますか。
A 5	登録支援機関として支援可能な体制が構築できていれば問題ありませんので、自動車整備士資格保有者等は、支援責任者又は支援担当者である必要はなく、また、常勤である必要もありません。

Q 6	協議会の加入にあたって、入会費等の費用は発生しますか。
A 6	入会費等の費用は一切発生しません。

## 4 地方運輸局の一覧

自動車整備分野特定技能協議会への入会等の具体的な手続については、お近くの地方運輸局までお問い合わせください。

各地方運輸局の一覧

名称	住所	電話番号
北海道運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目	011-290-2752
東北運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地	022-791-7534
北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課	〒950-8537 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9155
関東運輸局 自動車技術安全部 整備課	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57	045-211-7254
中部運輸局 自動車技術安全部 整備課	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 2-1	052-952-8042
近畿運輸局 自動車技術安全部 整備課	〒540-8558 大阪府大阪市中央区 大手前 4 丁目 1 番 76 号	06-6949-6453
中国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-9142
四国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課	〒760-0019 香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6783
九州運輸局 自動車技術安全部 整備課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区 博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎新館	092-472-2537
沖縄総合事務局 運輸部 車両安全課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第二地方合同庁舎 2 号館 5 階	098-866-1837

出典：国土交通省ウェブサイト「自動車整備分野特定技能協議会構成員申請相談窓口一覧」  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001749111.pdf>

